



【お問合せ先】 労働保険徴収課 (022-299-8842)

---

### 3. 労働保険料の納付は口座振替が便利です。

---

貴社ではどのような方法で労働保険料を納付していますか。現金納付やインターネットバンキングも可能ですが、口座振替がもっとも便利です。

口座振替は、既に会社の口座を開設している金融機関に申込をすることでご利用できるようになります。手数料がかかりませんし、なにより通常の納期限よりもゆとりができます。引き落とし前に葉書でお知らせしますし、引き落とし後は、結果を葉書でお知らせします。

前述の電子申請と同様、この機会に是非ご検討ください。なお、この口座振替については申込締切日がありますので、厚生労働省ホームページでご確認ください。

●労働保険料等の口座振替納付について

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/roudouki\\_jun/hoken/hokenryou/index.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudouki_jun/hoken/hokenryou/index.html)

【お問合せ先】 労働保険徴収課 (022-299-8842)

---

### 4. STOP！熱中症～暑い時期を迎える前に対策を～

---

厚生労働省では、5月から9月までを「STOP！熱中症クールワークキャンペーン」期間とし、各種団体と連携し、熱中症予防対策に取り組んでいます。

熱中症は、屋外作業だけでなく製造業、商業などの屋内作業でも多数発生しています。また、暑さ指数を把握し活用した作業環境の適正な管理のほか、体調の確認など、細かなところにも注意した取組が重要です。

この先の暑い時期を迎える前に「STOP！熱中症クールワークキャンペーン」に基づく熱中症予防対策に取り組みましょう。

●STOP！熱中症 クールワークキャンペーン

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000116133.html>

●リーフレット「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」

<https://www.mhlw.go.jp/content/11200000/000900484.pdf>

●職場における熱中症予防情報

<https://neccyusho.mhlw.go.jp/>

【お問合せ先】 健康安全課（022-299-8839）

---

5. 6月は全国安全週間の準備期間です。

厚生労働省では7月1日～7日の期間で全国安全週間を実施します。

7月の全国安全週間を前に、6月1日から30日までを準備期間としています。

97回目を迎える今年度の全国安全週間は「危険に気付くあなたが目 そして摘み取る危険の芽 みんなで築く職場の安全」をスローガンに「令和6年度全国安全週間実施要綱」により安全意識の高揚に取り組むことにしています。

各事業場におかれましては、日頃の労働災害防止活動に加え、安全週間期間中の安全大会や安全パトロール等の実施、SafeworK向上宣言の取組を活用するなどして安全意識の向上を図り、ゼロ災を目指しましょう。

●全国安全週間

<https://jsite.mhlw.go.jp/miyagi-roudoukyoku/3/reiwa6anzen.html>

【お問合せ先】 健康安全課（022-299-8839）

---

6. 産業安全衛生宮城大会を7月3日（水）に開催します

人気テレビ番組準レギュラーとしてお馴染みの青森大学客員教授竹林正樹氏をお迎えして、「ナッジを活かした安全衛生～どうすれば働く人が健康で安全な行動ができる？～」をテーマに特別講演を行います。働く人もそのご家族も、すべての人が参加できる大会です。

また、安全衛生への取組が特に優れた事業場と個人に対しての表彰、労働局から労働災害防止のための説明などがあります。ぜひお越しください。

日時 令和6年7月3日（水）午後1時15分開会  
場所 仙台銀行ホール（イズミティ21）大ホール  
参加費 無料

〔宮城労働基準協会公式HP〕

<https://www.rouki.or.jp/>

〔参加事前申込みはこちらへ〕

<https://miyagirouki.form.kintoneapp.com/public/71cd99e917541cbd4d67ed92575f37bb44141c0284b4e72f17bd0a20e4ea87d1>

【お問合せ先】

健康安全課（022-299-8839）

---

## 7. フリーランス取引に関する新しい法律について

---

「フリーランス・事業者間取引適正化等法」が公布されました。2024年秋頃までに施行される予定です。

この法律はフリーランスの方と企業などの発注事業者の間の取引の適正化とフリーランスの方の就業環境の整備を図ることを目的としており、発注事業者が満たす要件に応じて、フリーランスに対して最大7つの義務が発生します。

- 1) 書面等による取引条件の明示義務
- 2) 報酬支払期日の設定・期日内の支払義務
- 3) 禁止事項（受領拒否、返品、不当なやり直し等）
- 4) 募集情報の的確表示義務
- 5) 育児介護等と業務の両立に対する配慮義務
- 6) ハラスメント対策に係る体制整備義務
- 7) 中途解除等の事前予告・理由開示義務

法律の適用対象は発注事業者（フリーランスに業務委託する事業者で、従業員を使用するもの）とフリーランス（業務委託の相手方である事業者で、従業員を使用しないもの）の間の「業務委託」に係る事業者間取引となります。

●厚生労働省HP

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyoukintou/zaitaku/index\\_00002.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyoukintou/zaitaku/index_00002.html)

【お問合せ先】雇用環境・均等室（022-299-8844）

---

## 8. その他

---

○メルマガの内容に関するご意見・ご要望

<https://jsite.mhlw.go.jp/form/pub/roudou04/miyagi-roudoukyoku-goiken>

○登録済み情報の変更

<https://mdh.fm/BeUI/MemberMobile/MemberMobile?ReqID=member&CustID=N202Y9&MemberID=91311>

○宮城労働局ホームページ

<https://jsite.mhlw.go.jp/miyagi-roudoukyoku/1.html>

○厚生労働省人事労務マガジン

[https://www.mhlw.go.jp/stf/merumaga\\_00.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/merumaga_00.html)